

65歳以上の人の介護保険料

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3452 各総合支所市民福祉課 (☎ 14 ページ)

介護保険制度は、40歳以上のみなさんの納める保険料と公費によって、誰にでも起こり得る「介護」を社会全体で支えていく制度です。平成26年度における65歳以上の人の介護保険料の額や納付方法を、7月中旬にお送りする通知書で必ずご確認ください。

みなさんに納めていただく保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めていただきますようお願いいたします。

■介護保険料

65歳以上の介護保険料は、第5期鳥取市介護保険事業計画期間(平成24年度～平成26年度)に必要な介護サービスに係る費用の総額を見込み、その一定割合(21%)を65歳以上の被保険者全体で負担していただくものです。保険料は、基準額をもとに被保険者ごとに所得などに応じて決まります。

●年額一覧表(平成24年度～平成26年度)

保険料段階	該当要件			算定方法	年間保険料額
	本人課税	世帯員課税	区分		
1			生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の人	基準額×0.5	32,000円
2			世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.5	32,000円
3			世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額×0.625	40,000円
4			世帯員全員が市民税非課税で、上記の段階に該当しない人	基準額×0.75	48,000円
5(基準)		○	本人は市民税非課税だが、世帯員に課税者がいる人	基準額	64,000円
6	○		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	80,000円
7	○		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上380万円未満の人	基準額×1.5	96,000円
8	○		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が380万円以上の人	基準額×1.75	112,000円

■納付方法

年金からの徴収(特別徴収)が基本ですが、納付書による納付(普通徴収)や、両方による徴収(併用徴収)の場合があります。なお、希望により特別徴収を中止して、普通徴収に変更することはできません。

■減免・軽減制度

災害、病気、失業など特別な事情により保険料を支払えない場合は、申請により徴収猶予または減免を受けることができます。また、低所得の人に対しては、軽減制度がありますので、高齢社会課までご相談ください。

■未納への対応

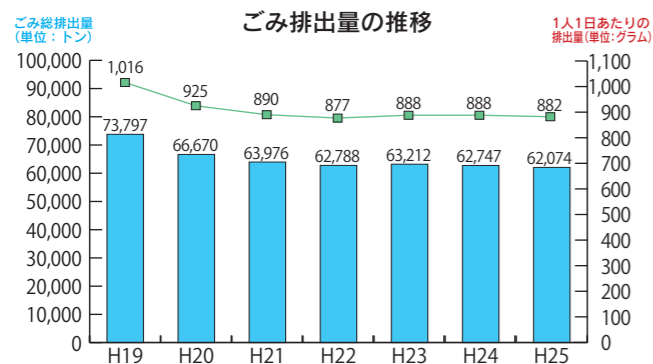
納期を過ぎた保険料には督促手数料や延滞金がかかります。また、特別な事情がない限り、保険料を滞納すると、滞納期間に応じて下表のような措置がとられます。

●未納対応

滞納期間	措置内容
1年以上	サービスを利用したときに、いったん全額を支払っていただきます。その後、申請により保険給付相当分(9割)が払い戻されます。
1年6カ月以上	保険給付の一時差止や、滞納している保険料相当分が保険給付額から差し引かれることとなります。
2年以上	徴収権が時効により消滅することで、保険料を支払うことができなくなります。その場合は、保険料未納期間に応じて、サービス費用の自己負担額が1割から3割に引き上げられるほか、その間は高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

平成25年度鳥取市のごみ量についてお知らせします

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217



平成25年度の本市のごみ総排出量は、6万2074トとなり、前年度の6万2747トから673トの減量(前年度比1.07%減)となりました。

また、1人1日あたりの総排出量は、882g(前年度比0.67%減)となりました。引き続き、ごみの減量にご協力ください。

ごみ減量には台所での水切り・段ボールコンポストなどさまざまな方法があります。みなさまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

保険料額が決定しました～7月に通知書をお送りします～

後期高齢者医療制度

問 駅南庁舎保険年金課長寿医療係 ☎ 0857-20-3487

保険料の納入通知書は、7月中旬に被保険者のみなさんにそれぞれお送りします。

■保険料 算定方法は次のとおりです。

$$\text{【均等割額】} \quad \text{【所得割額】}$$

$$\text{保険料} = 42,480 \text{円} + \text{所得} \times 8.07\%$$

※保険料の最高額(賦課限度額)は57万円です。
※低所得者や被扶養者を対象に、軽減措置を行います。

■納入方法

年金からの徴収(特別徴収)が基本ですが、納付書による納付(普通徴収)や、両方法による徴収(併用徴収)の場合があります。詳しくは納入通知書でご確認ください。2月に年金からの徴収がなかった人は、4月、6月、8月は普通徴収になります。

なお、特別徴収は、年金支給月(偶数月)の6回納付、普通徴収は7月から翌年2月までの8回納付となります。

■口座振替への変更(振替は7月から翌年2月)

納付方法を口座振替に変更したい人は、次のものを持参のうえ、口座振替を希望する金融機関へお申込みください。

- ① 納入通知書
- ② 口座振替をする預金通帳
- ③ ②の通帳の届出印

なお、これまで国民健康保険料を口座振替で納付されていても自動的に継続されません。新たに口座振替の届出が必要です。

■被保険者証の更新

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。7月中旬に、8月1日から1年間有効の新しい被保険者証を送付します。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新および交付

非課税世帯の人が対象となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も被保険者証と同じ7月31日です。

(1) 現在お持ちの人

現在、認定証をお持ちで、前年度に引き続き非課税世帯と確認できた人には8月から有効の新しい認定証を7月下旬に郵送します。※今年度から窓口での更新手続きは不要となりました。ただし、長期入院の方は、別途申請が必要な場合がありますので、認定証送付時に同封の文書をご覧ください。

(2) 新たに手続きされる人

非課税世帯に該当し、認定証が必要な人は次のものを持参のうえ駅南庁舎23番窓口または各総合支所市民福祉課へ申請してください。

- ① 後期高齢者医療被保険者証
- ② 認め印

※代理申請の場合は代理人の本人確認ができるもの

国民健康保険

問 駅南庁舎保険年金課 国民健康保険係

☎ 0857-20-3485・3482

保険料の納入通知書は、7月中旬にお送りします。納期は7月から翌年2月までの8期です。

■国民健康保険料納付通知書に被保険者ごとの保険料内訳を表示しています!

国民健康保険(国保)は、保険料を世帯単位で算定し、世帯主に対して納付通知書をお送りする制度ですが、被保険者(加入者)ごとの保険料の内訳が知りたいとの要望が多いため、国民健康保険料納付通知書の中に、被保険者ごとの内訳を表示しています。参考資料としてご活用ください。

■特別徴収について

以下のすべてに該当する人の保険料は、世帯主の年金から特別徴収(引き落とし)となります。

- (1) 世帯内の被保険者全員が65歳～74歳で、世帯主も国保被保険者
 - (2) 特別徴収の対象となる世帯主の年金の額が、年額18万円以上
 - (3) 国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下
- ※口座振替で納めている人は引き続き口座振替による納付となります。
※保険料の未納がない人は、申し出により、納付方法を特別徴収から口座振替にすることができます。

■保険料は口座振替で納付しましょう!

○手続きに必要なもの

口座振替を希望する口座(「鳥銀、山陰合銀、鳥取信金、島銀、中国労金、ゆうちょ(※)」に限る。)のキャッシュカード(通帳印は不要、クレジットカードは使用不可)

注) 上記※印以外の金融機関で口座振替を希望される場合は、従来どおり通帳・お届印・納付通知書をお持ちのうえ、各金融機関に備え付けの申請書を用いた方法により金融機関窓口で手続きをお願いします。

■「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の更新の手続き

お手持ちの認定証の有効期限は7月31日です。引き続き認定証が必要な人は、更新の手続きをお願いします。なお、平成27年1月から、所得区分・限度額区分の変更が予定されているため、更新後の認定証の有効期限は12月31日となります。※保険料の滞納などにより、認定証の交付が受けられない場合があります。

○手続き開始日 7月22日(火)～

○必要なもの 鳥取市国民健康保険被保険者証、世帯主の認め印 ※代理申請の場合は代理人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

○手続きの場所 駅南庁舎21番窓口または各総合支所市民福祉課

祝日のごみ収集(鳥取地域)

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレイ・資源ごみ 小型破碎ごみ
7月21日(月・祝)	該当地区は収集します		23日(水)に振り替えて収集します	該当地区は収集します	お休みします

※ごみは必ず朝8時までに出示してください。

※新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課(☎ 14 ページ)までお問い合わせください。



乾電池・蛍光灯の収集 8月

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、8月1日(金)～7日(木)の小型破碎ごみの収集日(鳥取地域)にごみステーションに出してください。蛍光灯は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。